（法第六十条の二第一項の厚生労働省令で定める証明）

第百一条の二の四　法第六十条の二第一項の厚生労働省令で定める証明は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める証明とする。

一　第百一条の二の七第一号に規定する一般教育訓練を受け、修了した者　教育訓練給付金の支給に係る当該一般教育訓練を修了したことの証明（当該一般教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。以下「一般教育訓練修了証明書」という。）

二　第百一条の二の七第二号に規定する専門実践教育訓練を受け、修了した者（当該専門実践教育訓練を受けている者を含む。）　教育訓練給付金の支給に係る当該専門実践教育訓練を修了したことの証明（当該専門実践教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。以下「専門実践教育訓練修了証明書」という。）（教育訓練給付金の支給に係る当該専門実践教育訓練を受けている者にあつては、第百一条の二の十二第五項に規定する支給単位期間ごとに当該専門実践教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることの証明（当該専門実践教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。以下「受講証明書」という。）

第百一条の六第二項中「その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所において」を「その者の預金又は貯金への振込みの方法により」に改める。

第百一条の十中「第四十五条」を「第四十四条」に改め、「除く。」の下に「、第四十五条第一項」を加え、「「管轄公共職業安定所」とあるのは「その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所」と、」を削り、「受ける者」と」の下に「「管轄公共職業安定所」とあるのは「その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所」と」を加える。

第百一条の十一第一項中「十日」の下に「（十日を超える場合にあつては、公共職業安定所長が就業をしていると認める時間が八十時間）」を加える。

第百一条の十五及び第百二条中「第四十五条」を「第四十四条」に改め、「除く。）」の下に「、第四十五条第一項」を加え、「「管轄公共職業安定所」とあるのは「その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所」と」を削り、「受ける者」と」の下に「「管轄公共職業安定所」とあるのは「その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所」と」を加える。

第百二条の三第二項第一号中「法第十六条の規定による基本手当日額（以下「基本手当日額」という。）」を「基本手当日額」に改める。

第百十条の三第一項第一号ロ中「（昭和四十四年法律第六十四号）」を削る。

第百四十四条の二第一項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第二項及び第三項」を「第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第一項及び第二項」に改め、「第八十三条、」の下に「第八十三条の四、第八十三条の五、」を加える。

附則第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二　基本手当に関する事務を就職を希望する地域を管轄する公共職業安定所長（管轄公共職業安定所の長を除く。以下同じ。）において行うことを希望する者に対する第五十四条の適用については、当分の間、同条中「受給資格者の申出」とあるのは「職業安定局長の定めるところにより、受給資格者の申出」と、「他の公共職業安定所長」とあるのは「その者が就職を希望する地域を管轄する公共職業安定所長であつて、職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、「この款の規定（第十九条及び第二十条の規定を除く。）」とあるのは「この款の規定」と、「委嘱を受けた公共職業安定所長」とあるのは「附則第一条の二の規定により委嘱を受けた公共職業安定所長」と、「委嘱を受けた公共職業安定所」とあるのは「附則第一条の二の規定により読み替えられた第五十四条の規定により委嘱を受けた公共職業安定所」とする。

2　前項の規定の適用を受ける者に対する第六十二条、第六十五条、第六十五条の五、第六十九条、第百一条の二、第百一条の二の十五、第百四十四条の二第一項及び附則第三十二条の規定の適用については、第六十二条、第百一条の二、第百一条の二の十五及び附則第三十二条中「及び第五十四条」とあるのは「、第五十四条及び附則第一条の二」と、第六十五条、第六十五条の五及び第六十九条中「並びに第五十四条」とあるのは「、第五十四条並びに附則第一条の二」と、第百四十四条の二第一項中「第百三十条」とあるのは「第百三十条、附則第一条の二」と、「第百一条」とあるのは「第百一条、附則第一条の二」と読み替えるものとする。

附則第三条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第二十条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　法附則第五条第一項第一号イに掲げる者にあつては、安定した職業に就いた経験が少なく、離職又は転職を繰り返していること。

附則第二十一条第一号中「（以下この号において「労働力人口」という。）」を削り、「期間における」を「労働力調査の平成二十一年一月時点の結果による」に改め、「全国の労働力人口に対する」の下に「同月時点における全国の」を加え、同条第二号中「一を下回る地域」を「平成二十一年一月時点における全国の求職者の数に対する同月時点における全国に所在する事業所に係る求人の数の比率以下」に改め、同条第三号中「除く。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、「全国における当該比率」を「平成二十一年一月時点における全国における基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に同月の末日における被保険者の数を加えた数で除して得た率」に改める。

（教育訓練給付金に関する暫定措置）

第二十四条　法附則第十一条の適用を受ける者（雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十三号）附則第四条第二項の規定により法附則第十一条に規定する者とみなされた者を含む。）については、第百一条の二の七第一号中「三年」とあるのは「一年」とし、同条第二号及び第三号中「十年」とあるのは「二年」とする。

（法附則第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者）

第二十五条　法附則第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、前条の規定により読み替えられた第百一条の二の七第二号に掲げる者であつて、法第六十条の二第一項第一号に規定する基準日前に教育訓練支援給付金の支給を受けたことがない者（専門実践教育訓練の修了が見込まれない者その他厚生労働大臣が定める者を除く。）とする。

（法附則第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める教育訓練）

第二十六条　法附則第十一条の二第一項の厚生労働省令で定める教育訓練は、第百一条の二の七第二号に規定する専門実践教育訓練とする。

（教育訓練支援給付金の受給資格の決定）

第二十七条　法附則第十一条の二第一項に規定する教育訓練支援給付金（以下「教育訓練支援給付金」という。）の支給を受けようとする者（以下「教育訓練支援給付金受給予定者」という。）は、管轄公共職業安定所に出頭し、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　離職票（基本手当の受給資格の決定を受けていない者に限る。その者が二枚以上の離職票を保管するとき、又は第三十一条第三項若しくは第三十一条の三第三項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。）（基本手当の受給資格の決定を受けている者である場合にあつては、受給資格者証）

二　運転免許証その他の教育訓練支援給付金受給予定者本人であることを確認できる書類

三　その他厚生労働大臣が定める書類

2　教育訓練支援給付金受給予定者は、前項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、前項第三号に掲げる書類のうち職業安定局長が定めるものを添えないことができる。

3　第一項の規定による教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票の提出は、専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前（以下「提出期限日」という。）まで（提出期限日後に被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において「一般被保険者」という。でなくなつた教育訓練支援給付金受給予定者にあつては、一般被保険者でなくなつた日の翌日から一箇月を経過する日までとする。）にしなければならない。ただし、天災その他提出しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。